

新型コロナウイルス感染症支援制度一覧

「緊急事態宣言」の発令が5月31日(日)まで延長になりました。この紙面では、新型コロナウイルス感染症により、さまざまな影響を受けている皆さまを支える制度を紹介しています。利用できる制度があるかどうか、ご確認ください。なお、支援制度は5月11日時点の内容です。

国=国の制度、県=県の制度、市=市の制度、他=その他の団体の制度



すべての市民の皆さまへ

休業や無給・減給などによる生活への不安や生活資金の不足、税金や保険料の納付、学校・保育のことなどでお困りの皆さまへの支援を実施しています。

種類	制度など	支援内容	問合せ先
給付金など	特別定額給付金 国	家計への支援を行うため、1人10万円を給付します。5月18日(月)に市役所から申請書を世帯主当てに順次発送します。	市原市コールセンター ☎(22)1112
	住居確保給付金(家賃) 国	休業などで収入が減少し、住居を失う恐れのある人に対し、一定期間、家賃相当額を家主に支給します。	いはら生活相談サポートセンター ☎(37)3400
	国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金 市	被保険者のうち給与等の支払いを受けている人が感染などにより4日以上働けないときは、働く予定だった日について、傷病手当金を支給します。	【国民健康保険】 国民健康保険課 ☎(23)9804 【後期高齢者医療保険】 国民健康保険課(高齢者医療係) ☎(23)9886
貸付・貸出	緊急小口資金(休業者向け) 他	休業などで収入が減少し、緊急かつ一時的に生計を維持するため、世帯に最大20万円を貸し付けます。	市社会福祉協議会 ☎(24)0011
	総合支援資金(失業者向け) 他	収入の減少や失業などにより生活にお困りの世帯に、最大20万円(単身世帯は15万円)の生活費を貸し付けます。	
	県営住宅の貸し出し 県	解雇などにより、住居の確保が難しくなった人に県営住宅を提供します。 家賃=収入に応じた額(有償)、敷金=免除、光熱水費・共益費・自治会費=自己負担	県住宅課 ☎043(223)3222
免除・減額・猶予	国民健康保険料の減免・軽減 国 市	【減免】 前年から所得金額が30%以上減少し、納付が著しく困難な場合、保険料を減免します。 【軽減】 会社の倒産や解雇など、会社都合などで失業した場合、前年の給与所得を30%として保険料を計算します。	国民健康保険課 ☎(23)9804
	介護保険・後期高齢者医療保険料の減免 国 他	収入が減少し、一定の要件を満たす場合、保険料を減免します。	【介護保険】 高齢者支援課 ☎(23)9873 【後期高齢者医療保険】 国民健康保険課 ☎(23)9886
	国民年金保険料の免除 国	収入が減少し一定の要件を満たす人は、令和2年2月以降の国民年金保険料が免除または猶予される場合があります。	国民年金室 ☎(23)9805
	国税・県税・市税・国民健康保険料の納付の猶予 国 県 市	【国税・県税・市税】 次のいずれも満たす人は、令和2年2月1日～3年1月31日までに納期限が来る税金の納付が1年間猶予され、その期間中の延滞金が免除される場合があります。 条件 (1)令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)における事業などの収入が前年同期に比べおおむね20%以上減少している。(2)一括での納付が困難である。 【市税・国民健康保険料】 次のような場合にも、納付や換価の猶予などが認められる場合があります。 条件 (1)感染症の患者が発生した施設で消毒作業により備品や棚卸資産を廃棄した。(2)納付義務者または家族が病気になった。(3)事業が休業した、著しい損失を受けた。	【国税】 国税局猶予相談センター ☎03(6672)3503 【県税】 市原県税事務所 ☎(22)2171 【市税・国民健康保険料】 債権管理課 ☎(23)9852
	上下水道料金の支払いの猶予 県 市	市営水道を利用し、収入が一時的に減少した人は、相談により最長6カ月まで分割で納付することができます。また、6月に予定している給水停止は延期します。 県営水道を利用し、支払いが困難な人は相談してください。	給水課 ☎(23)9861 千葉水道事務所市原支所 ☎(41)1362
	電気・ガス・携帯電話・固定電話・インターネットサービス利用料の支払いの猶予 他	各事業者に対して、支払いが困難な人の状況に配慮し、供給停止や支払いの猶予を要請しています。支払いにお悩みの人は、契約している事業者にお問い合わせください。	ご契約の事業者



子育て中の皆さまへ

子育てに関する生活資金の不足や子どもの教育・保育のことなどでお困りの皆さまへの支援を実施しています。

給付金など	子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分(3月分を含む。)の児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人1万円を6月中旬以降に支給します。申請は不要です。なお、新高校1年生も対象です。	子ども福祉課 ☎(23)9802
	ひとり親家庭に対する緊急支援給付金	児童扶養手当を受給している「ひとり親家庭」に対し、1世帯3万円・児童1人1万円を支給しました。	
	企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	小学校や保育所の臨時休業などにより、仕事を休むことができずにベビーシッターを利用した場合に、利用料金を補助します。	(公社)全国保育サービス協会 ☎03(5363)7455
保育	保育料・公立保育施設の給食費の減免	公立保育施設と私立保育所は、5月7日～30日の間、登園しなかった日の保育料・公立保育施設の給食費を、翌月以降の支払いと相殺することで返還します。なお、私立認定こども園と地域型保育事業所の保育料・私立保育施設の給食費は、各施設へ問い合わせください。	保育課 ☎(23)9829
	放課後児童クラブの利用料の減免	4月8日～30日までの間、10日以上利用しなかった場合、減免の申請をすることで、6月分の利用料と相殺することで減免します。5月7日～30日までは、利用した場合のみ、月額利用料が発生します。	
	保育施設の在籍確保	育児休業からの復帰を前提として、4月の施設への入所が内定した人は、6月30日まで育児休業を延長した場合でも、施設へ在籍することができます。	



事業者の皆さまへ

事業継続や雇用などでお困りのみなさまへの支援を実施しています。

中小事業者などの臨時相談窓口

以下に掲載している支援制度の紹介や申請に関する相談の他、雇用等労務、セーフティネットの認定などの相談を受け付けています。まずは電話かeメールで相談してください。

相談時間 平日午前9時～午後5時

相談・問合先 市原商工会議所☎(22)4305、✉1sapo@i-cci.or.jp

給付金・助成金など	持続化給付金	売上が前年と比較して50%以上減少している事業者に対し、最大200万円(個人事業主は最大100万円)を支給します。	持続化給付金事業コールセンター ☎0120(115)570
		なお、申請方法(電子申請)がわからない人のために、五井会館に、同給付金の申請を支援する会場を5月15日から設置する予定です。(変更となる場合があります。)	商工業振興課 ☎(23)9836
	千葉県中小企業再建支援金	売上が前年と比較して50%以上減少している事業者に対し、最大40万円を支給します。	県中小企業再建支援金相談センター ☎0570(04)4894
	中小企業等経営支援金	売上が前年と比較して50%以上減少している事業者に対し、「千葉県中小企業再建支援金」と連動し、10万円を支給します。	商工業振興課 ☎(23)9836
	雇用調整助成金	一時休業などにより労働者の雇用維持を図った場合、労働者1人1日につき、最大8,330円まで助成します。	千葉南ハローワーク ☎043(300)8609 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120(60)3999
	働き方改革推進支援助成金	感染拡大防止のため、テレワークの新規導入に取り組む、または取り組んだ中小事業主に、最大100万円を支給します。	テレワーク相談センター ☎0120(91)6479
	小学校休業等対応助成金	小学校や保育所などの臨時休業等により、子どもの世話が必要となった従業員に有給の休暇(年次有給休暇は除く。)を取得させた事業主に対し、労働者1人1日につき、最大8,330円まで助成します。	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120(60)3999
【個人事業主・フリーランス】小学校休業等対応支援金	個人で仕事をする人が、小学校や保育所などの臨時休業等により子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなったときに、1日当たり4,100円を助成します。		
融資・貸付	千葉県制度融資	「新型コロナウイルス感染症対応特別資金」として、当初3年間の実質無利子・無担保・据置最大5年の融資を行います。	県商工労働部経営支援課 ☎043(223)2707
	日本政策金融公庫の融資		日本政策金融公庫千葉支店 中小支援事業☎043(243)7121 国民生活事業☎043(241)0078
	商工中金の危機対応融資		商工中金千葉支店 ☎043(248)2345
	農林漁業セーフティネット資金	経営の維持が困難な農林漁業者に、安定に必要な長期運転資金の融資を行います。	日本政策金融公庫千葉支店 農林水産事業☎043(238)8501